

年金生活情報

社会保険庁では、年金受給者のサービス情報等について、定期的（2ヶ月に1回）に年金生活情報として発信することを通じ、より一層のサービス向上に努めることとしています。

年金の支払い、新規受給者の裁定、年金受給者の諸変更処理

定時払い【6月15日（木）】 金額：6兆1,375億円 件数：3,749万件
年6回の支払のうち6月支払分（平成18年4月・5月の2カ月分）

新規の年金受給者【平成18年4月、5月新規裁定者...新法厚生年金、基礎年金】
老齢年金：237,212人（平成18年4月：126,974人、平成18年5月：110,238人）
障害年金：13,826人（平成18年4月：7,292人、平成18年5月：6,534人）
遺族年金：46,287人（平成18年4月：25,529人、平成18年5月：20,758人）

年金相談（中央年金相談室）

年金電話相談件数

5月...123,178件 6月...142,604件

主に受給者からの年金相談【☎0570-07-1165（年金受給者用）】

年金記録の情報提供

裁定請求書の事前送付（封書）送付件数（17年10月より実施）

5月...113,707件 6月...117,206件

毎週月曜日、年金支給開始年齢（60歳及び65歳）到達をもって受給権が発生する方に、氏名、生年月日及び年金加入記録等をあらかじめ記載した裁定請求書を到達月の3カ月前に送付しています。

裁定請求書のご案内（はがき）送付件数（17年10月より実施）

5月...22,400件 6月...23,461件

毎週月曜日、60歳到達後に受給権が発生する方に、60歳到達月の3カ月前に送付しています。

年金加入期間の確認のご案内（はがき）送付件数（17年10月より実施）

5月20,801件 6月21,602件

毎週月曜日、社会保険庁で管理している年金加入記録のみでは、受給資格が確認できない方に、年金加入期間の確認を促すご案内を60歳到達月の3カ月前に送付しています。

年金加入記録のお知らせ（封書）送付件数

5月199,354件 6月172,048件

毎週月曜日、58歳到達者に到達月の翌々月に送付

これまで送付対象としていなかった「受給資格（期間要件）が確認できない方」についても、3月送付分より新たに送付しています。

年金見込額のお知らせ（封書）送付件数

5月97,828件 6月125,949件

毎週木曜日、「年金加入記録のお知らせ」を送付した方のうち、年金見込額の通知を希望された方に送付しています。

インターネットを活用した年金個人情報の提供サービス（18年3月より実施）

ユーザーID・パスワードの申込件数

5月36,777件 6月27,709件

ユーザーID・パスワードの発行件数

発行累積件数（18年4月～6月）87,808件

5月26,185件 6月34,893件

被保険者が社会保険庁ホームページからユーザーID・パスワード等を入力しログインすることにより年金加入記録がいつでも閲覧可能です。